

第1章 日掛け金融の実態と被害の深刻さ

1 日掛け金融による被害の現段階

弁護士 加藤 修 (熊本県弁護士会)

(1) はじめに

日掛け金融による被害はますます大きく、また深刻化しています。それは毎日の相談や、日掛け110番の中に日常的に現れてくる姿です。それは日掛けの54.75% (2001年1月以前は109.5%) という暴利によるうまみを何とか享受せんとする業者の増加および地域的拡大と、一方で不況下において生活苦、事業苦などをはじめとする資金の需要とこれに答えるだけの金融制度がない現状で簡単に資金を入手できる日掛け金融への依存に根本的な問題があります。

またサラ金などですでに債務超過に陥っている人間が支払の為の原資を求めて日掛けを利用する場合も数多くみられます。このような中で日掛け業者は小規模自営業者と定められた対象外に手をのばし、サラリーマン、OL、主婦などに幅広く貸付して何とか暴利をとろうと躍起となっています。

また、多くの保証人をつけさせ、特に顧客間での保証人(根保証)を切替え時に求めています。

さらには保証会社への支払を強要していますが、実体的には一社一保証会社のところもあり、単に保証料目当てといわざるを得ないようなケースもあります。

日掛け金融業者の違法行為、特に違法取立を考えるには基本的な構造として貸し手と借り手の圧倒的な力関係の違いを認識しなければなりません。

日掛け業者は金に困っている人に「金を貸してやっている」という精神的優位性のうえに、借りて返さない人間に対してはいかなる方法をつかっても取立てるといふ考えを借主にうえつけます。またいかにもチンピラ風・暴力団員風の若い人間を雇用して、借り手に圧力をかけます。また貸付時、家族構成を書き出させて何かあったら保証人でない身内にも請求するという姿勢を示したり、現実の特約条項に「支払えなくなったら身内に請求します」と書いている業者もあります。

そのため破産申立にあたっては日掛け業者を除外して申立てるなどのケースもみられます。

また、取立の過酷さは他の借りている人達から教えられているために借主は法的手続をとれず、ずるずると引き延ばしたりします。

このように圧倒的な力関係の違いから、業者の言う言葉はたとえ命令的でないとしても命令しているのに等しいのです。

(2) 日掛け金業者被害 (その1-暴利)

54.75%もの高利であり、この高利の利潤を継続するための切替や貸し増しが1か月から2か月で頻ぱんに行われています。

この結果、借主が一括返済をしようとしてもこれに応じない業者もあります。

また、保証会社の保証料名目で貸付額の3%ないし5%を取っている業者もあります。

さらには切替時の手数料名目での支払もあり、それらも54.75%を超える違法なものです。

(3) 日掛け金融被害 (その2-違法貸付)

① 対象者以外への貸付

日掛け業者は、従業員5人以内の自営業者にのみ貸付することが許されています。しかし現実にはサラリーマン、無職者、ときには破産している者にまで貸付をします。しかも無職の主婦には化粧品販売をしているなどと勝手に自営をしているように借入申込書に記載させま

す。

② 集金方法の違法

数日分までめて支払わせたり、郵便や口座振込による集金を行っている場合もあります。

(4) 日掛け金融被害 (その3-違法取立)

① 保証人でない身内への請求

借主本人が支払えなくなった場合に保証人でない身内の人に請求します。本人が破産手続に入った事を隠して「本人がどうせ払わなければならないものだから」などと虚偽の事実を述べて払わせることもあります。

② 弁護士を受任通知を無視した取立

弁護士が破産又は任意整理の受任通知を出しても請求が止まらないケースがあります。任意整理の場合も、利息制限法による計算では納得せず本人に支払わせようとしています。

③ 保証人に立つことを強制する

もともと誰かの保証人であった場合、本人が支払えなくなると、その業者の他の何人もの不良債権について保証人となることを強要され、保証書を書くように強制されます。ひどい場合には15人の保証人となることを請求され、応じざるを得なかつた例もあります。このような例は公序良俗違反であり無効と考えられます。

④ 連れまわし、監禁、軟禁状態にする。

支払が遅れると業者は借主および保証人を会社の事務所に呼びつけて、直ちに全額を返済するよう迫ります。一括して払えない場合には身内の家、職場に連れて行き、代わりに支払うよう要求したり、サラ金から借りて返済するよう要求したりします。それでも出来ない場合は保証人をたてることを要求して同じように連れまわします。

⑤ 暴力的行為

直接的に暴力をふるうことも、稀ではありますがみられます。お金の持参が数分遅れただけで、物をなげつけられたケースもあります。

⑥ 職場へのおしかけ

職場に押しかけて返済をせまります。業務妨害となったり借主の退職の原因となったりします。

⑦ 時間外の取立て

夜9時から朝8時までの取立ては貸金業規制法により禁止されていますが、深夜まで請求したりするケースも少なくありません。家の中に上げるように求め、一旦上がったら、払ってもらったり、念書を書くまで帰らない氣勢を示します。相手がこのままでは精神的にまいってしまうと考えるまで居すわります。

(5) 日掛け金融の被害 (その4 - 保証人)

日掛けの保証人は、借主がほとんどの場合支払い不能に陥るため、必ずといっていいほど保証債務の履行を迫られます。その場合の取り立て方はすでに述べたとおり暴力的、強制的で、直ちに返済を迫ります。それは弁護士への委任など法的手段を取らないうちの回収を目指しているためです。

その際、知らない人の保証書まで書かされたり身内まで請求されたりする事例もあります。

(6) 違法行為に対する警察の対応

貸金業規制法違反に対する警察の対応はきわめてにぶいものです。貸金業規制法を全く知らない様な対応しかしませんし、業者もそれを知っていてなめてかかっています。「民事不介入なのになんで入ってくるか。」とか「借りたものを返さないから来ている。」と言われても何も言えない状態です。このことがまた被害を増大させています。

(7) おわりに

日掛け被害はまさに契約などという枠を越えて無茶苦茶な状況です。

この解決のためには特例金利の完全廃止をして、何の存在意義もない日掛け業者をなくすことが必要です。

2 「日掛け金融」とは何か

弁護士 椛島 敏雅 (福岡県弁護士会)

(3.4.5も)

1983

(1) 日賦貸金業者 (以下、「日掛け金融」といいます。) に法的規制が加えられるようになったのは、1983年11月1日からです。それまでも日賦業者はいましたが、当時はいわゆるサラ金等の月賦業者も月8分とか9分という出資法ギリギリのところまで営業をしていたために数もそれほど多くはなく、サラ金の取立自体が過酷であったために日賦業者の超高利、過酷な取立は目立ちませんでした。1985年5月13日、それまで野放し状態であった「サラ金等の貸金業を規制する」として、上限金利の引下げや取立規制を主な内容とする「出資法改正法」と「貸金業規制法」のいわゆる貸金2法が議員立法で成立し、その際、同時に日掛け金融の特例を定めた出資法附則が施行され、同年11月1日から施行されました。貸金2法の施行に伴い金利の上限を定める出資法の本則金利はそれまでの年利109.5%から段階的に40.004%まで引き下げられることになりましたが、日掛け貸金業者の金利は同法附則によって2000年12月31日まで109.5%に据え置かれたままでした。2000年6月1日より出資法の上限金利が29.2%に引き下げられることになり、日掛け金融対策全国弁護士は日賦貸金業の特例廃止の運動を展開しました。その結果、特例を廃止させるには至りませんでした。上限金利を54.75%まで引き下げることになりました。現在、出資法上、日賦貸金業者の上限金利は54.75%になっています。

但し出資法は54.75%の高金利を取得する条件として、後述する日掛け三要件を規定していますので、業者は附則が定める三要件を厳守して初めて貸金業を営むことができるようになっています。当然のことですが、日掛け業者も貸金業者ですから、三要件を守っているからといって当然に54.75%を徴求できるものではありません。日賦貸金業者として

の登録をしたうえで貸金業規制法の各条項（特に同法17条及び18条の各書面の交付や21条の取立規制、並びに43条のみなし弁済規定等）を遵守していない以上、利息制限法所定の利率を超えた利息を徴収することはできない定めになっています。

- (2) 1983年11月当時わずしか存在していなかった日掛け業者は、その後出資法の上限金利が段階的に引き下げられたことにより、特に、九州・沖縄地区で急増しましたが、2000年6月1日から出資法の上限金利が29.2%に引き下げられることが分かった後は、日掛け業者の登録数は特に東京、大阪、名古屋といった大都市圏で増加しており、かつては業者数が少なかった東北、北陸などでも増加しています。

3 日掛け金融の三要件とは（附則第9項について）

- (1) 主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で、省令で定める小規模業者のみを貸付の相手方とすることです。

これらの業種の判断は2001年1月1日から施行された改正金融庁事務ガイドライン（巻末資料2）によれば、原則として日本標準産業分類表によることとなります。従って建設業者、不動産業者、サラリーマン、飲食業者の従業員や主婦等に貸付することは許されません。そして省令で定める小規模のものとは「常時使用する従業員が五人以下」の業者となっていますので、例えば看護婦と事務職員計12名を雇用する医師に貸付けることは違法です。

- (2) 返済期間が100日以上であることです。
- (3) 返済金を返済期間の100分の50以上の日数にわたり、かつ貸付の相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てることです。業者の多くは返済期間を120日としています。その間60日以上集金に行く必要があります。従って借主に持参させるとか銀行振込やキャッシュカードを預かっての集金は絶対に認められません。

以上の三要件は、業者が絶対に守らなければならない義務です。ところが、これを濫用して取立に悪用する業者が後をたちません。三要件のひとつでも欠けていた場合の貸付けは「懲役3年以上又は300万円以下の罰金等」に該当する犯罪です。従ってその民事的効果としての貸付に伴う利息の合意は民法90条の「公の秩序又は善良な風俗に反するもの」として無効であり、借主は受領金のみを返せば足りると考えますが、判例は利息制限法所定の金利で元本充当計算しています（大分簡裁1994年10月18日判決・消費者法ニュース23号41頁（本書101頁）など）。

4 日掛け金融業の実態と相談上の要点

- (1) ほとんどの日掛け業者は借主が銀行や公的機関からの融資を得られないことを知って貸付けをしています。このため「借入れが極めて容易であること」や「無条件又は無審査で貸付」ける内容のチラシやダイレクメールで宣伝し顧客を勧誘しながら貸付を行っています。このような広告につられ、既に多重債務状態になっている主婦やサラリーマンが借入れを申込み、契約書上適当に自営業者にされて借用を受けているケースもあります。しかし、誇大広告は貸金業規制法16条に違反し、同法48条で懲役1年以下もしくは300万円以下の罰金にあたりとされていますし、主婦への貸付が日掛け3要件に違反していることも明らかです。
- (2) 次に業者は借主が近い将来支払不能になることを予測していますので、ほとんどの場合保証人をつけることを貸付の条件としています。しかも、その保証は根保証（「極度額保証」）であって、借主同土を保証させる、いわゆる相保証が特徴的です。保証人は業者に限られず、年金生活者等保証能力のない家族などもなっています。また借主1人に複数の保証人をとっており、主債務者が支払不能となった後その残額でもって保証人を主債務者にしたり、保証人の1人が支払不能になると直ちに別の保証人を立てるように強要するケースが少なくなく、こうして借主や保証人の親族、知人等に被害が拡大しています。中にはたまたま業者の店舗に

居合わせた者同士に相保証をさせているケースもみられます。これらから保証人を守るには保証契約そのものが脅迫（刑法222条）や強要（同法223条）、監禁（同法220条）ないしは民法上の強迫（民法96条）に該当しないかどうか事実関係を良く聴取・調査するとともに、2000年6月1日より施行された保証人に対する書面の事前及び直後の交付等を定めた貸金業規制法17条2項ないし4項並びにその罰則規定の同法49条3号の保証人保護規定を大いに活用することが重要です。

日掛けの保証では、様々な形態で借主同士を相保証させていますが、これは関係者をがんじがらめにして、相互に監視させ「脱落者」を防ぐ機能をもっていますので、相談の際には保証関係の実態を把握し全員から相談を受けるようにすることが肝要です。

- (3) 次に業者は貸付けの際、提携している保証会社との間で主債務者に「信用保証委託契約」を結ばせ、その保証料として利息とは別に3～5%を「代行受領」しています。このため、出資法の上限金利が54.75%となっても「保証料」名目で年間12%から20%近い金利を個別に徴収しているのが実態です。保証会社はほとんどが実態の分からない会社のようなようです。弁護士受任通知等の後、利息制限法で元本充当計算すると明らかに過払いと考えられるケースでも代位弁済をしたので求償する等の文書を送付して来ることがあります。しかし過払いになっている場合は、もちろん保証会社からの請求であっても支払義務はありませんし、法律上の残債務以上は支払う義務はありません。実体の分からない「保証会社」とだけ交渉するのは相当ではありませんので、必ず貸主も加えて問題解決を図っていく必要があります。

また、保証会社が業者と密接な関係があることが明らかになったような場合は、出資法違反を主張して、保証料は利息に含まれるものとして争うべきです。

- (4) 次に業者は初回の貸付後、40～50回位返済させた時点で借換えさせます。日掛けの返済は均等とはいえ当初は利息金への充当が大きいため返済金を高いレベルの利息に充当し続け金利をより多く稼ぐためと前述した保証料を借換の都度取得するためにこのようなことを続けさせます。

又、借主が日払金の返済を滞ったときや保証人が自己破産等の債務整理手続きをとったときにも借換えをさせ、その際、新たな保証人を要求することが行われていません。そして借換えの際、従前の契約書や領収書を回収する業者が多く、取引経過の開示要求にも直近のものしか出してくれません。従って相談にあたってはよく事実を調査のうえ取引の始期を確定することが必要です。

ところで、借換えについては、2001年1月1日施行の改正事務ガイドラインで業者側が債務の借換えをさせたり、正当な理由無く期限の利益を喪失させるなどして繰上弁済をさせた場合は返済期間が100日未満となって日掛け三要件を欠くことになると規定していますが、債務者の申出で借換えをしたなどという口実が通用する余地が残されていますので要注意です。又、借換の都度保証料を徴収している場合は54.75%を超過していますので、この場合は明らかに出資法5条6項のみなし利息の処罰規定に触れ、処罰の対象になります。

- (5) 最近では返済不能に陥った借主に対して日掛け業者が別の月賦貸金業者を紹介して5%の媒介手数料を取得すると同時に自己の残債務を完済させる形態の連携も出現しています。これは暴利でもうけた日掛け業者が過払金返還請求等を防ぐためにやっているものと考えられます。このようなことをやる業者は法令を守っていない業者と思われる。業者にその不法な利益を保持させないための対策を考える必要があります。
- (6) 最後に最近では、みなし弁済（貸金業規制法43条）を主張する日掛け業者が増えてきました。特例の超高金利でみなし弁済を主張されたら借主はいつまでも超高金利の法鎖から脱出する事ができません。この主張に対しては貸金業規制法17条及び18条の各書面がその要件を満たしているか否かをよく吟味検討するとともに、その返済が本当に自由な意思で任意になされたものかどうかをあらゆる視点から争うことが重要であると考えます。2001年1月施行の事務ガイドラインでは日賦償還表も限定的な要件のもとで18条書面として有効であることを認めています。返済金の前受けやスケジュールの変更の場合はそれ自体では18条書面の要件を満たしませんので、厳密な検証が必要となります。又、当初の貸付が

利息天引きの場合はみなし弁済規定は適用されませんし、業者に生命保険証券の原本をとられている場合や強要されて保証人を止むなく立てているような場合の返済は任意ではないと考えます。

5 日掛け金融の問題

日掛け金融の問題は54.75%の超高利で暴利を貪る貸金業者が、甘い誘いで貸付け、一旦貸付けをするや主債務者が返済不能になるまで徴収し続け、その後保証人に容赦なく請求し暴利を上げていく。そしてその間に主債務者等が短期間に支払い不能になり、併せておびただしい違法不当な取立がなされ、中には夜逃げや自殺に追い込まれるなどのひどい被害が発生している問題を言っています。

日掛け金融の特例廃止を求めて2000年2月23日に福岡市で結成された日掛け金融対策全国弁護士団（団長・加藤修弁護士（熊本県）、事務局長・河野聡弁護士（大分県））が、同年5月9日と6月1日及び11月10日の3次に亘って九州・沖縄・広島・愛媛等で実施した一斉提訴行動では刑事告発11件（14社）、違法取立に対する損害賠償請求27件（26社）、行政処分の申立167件、過払金返還請求訴訟13件という多数に登りました。短期間の間にこれだけの違法事例が集まったのです。この中にはその日の予定集金時間に返済金を用意していなかったとして暴力を振るわれたケース、1日7万円もの日掛けの返済に苦しみ悩んだすえ自殺した人の遺族が行っていたお通夜会場まで来てそこで自殺した日とお通夜の日の返済金を取立てたうえ、自殺者の子供を新たに保証人にたてさせたケース、主債務者から自己破産の受任通知を受け取るや、深夜保証人宅に押しかけて脅迫し保証人の親族を新たに保証人にさせて後日その親族の保証人から全額回収しているケース、当日の返済金が出来ないということで車の中に何時間も監禁されたケース等々、日掛け金融の債務者や保証人やそれらの親族が無法状態に置かれている実態が明らかになり、被害の深刻さとその広がりを改めて認識させられました。

日掛け金融の歴史は大正年間に始まり戦前は都内にも何十社とあって、金利は100日間で2割5分から3割位をとっていた、そして戦時中衰退し戦後又増え出したが、1965年頃からサラ金が繁昌し出すと業者数は減少していき、1983年11月1日のいわゆる貸金二法施行時はわずかになっていた、と当時を知る日掛け金融業者は語っています（日本金融新聞2000年4月10日号・東京（有）中央社北詰三郎氏）。私は今日のように出資法の本則金利以下で様々な形態の金融商品が発達し、その借入が容易であることを考えると日賦貸金業という形態は不要であると考えています。日掛け金融が増加し出したのは、貸金二法施行後、上限金利が73%から54.75%、そして1991年11月に40.004%に下がるに伴い特に九州沖縄地域で増え出しました。1997年末に全国の日掛け業者1,258社中実に828社が九州・沖縄地域に偏っていました。九州・沖縄地区で被害が著しかったのはこのためです。ところが1999年秋の国会で出資法の本則金利を29.2%とする改正法が成立するや登録が全国的に広がり同年末の登録数約2,400社（内九州沖縄地区957社）となっています。業界によると日掛け金融の貸出残高は約1,000億円、利用者は延べ30万人、一人当たりの平均貸出額は金30～50万円とのこと（2000年2月末）。

2001年1月1日より日掛け金融の上限金利は54.75%になりましたが、出資法の本則金利が29.2%に下がっている現在、54.75%が超高金利であることには変わりありません。私たちは日掛け金融問題を根絶させるにはその特例を廃止させる以外に方法はないと考えています。このためには、業者の違法不当な行為を見逃さず、行政処分の申立、刑事告発、民事損害賠償請求や過払金返還請求訴訟等を行っていく、そしてその取組みを日掛け金融対策全国弁護士団事務局（河野聡弁護士・電話097-533-6543、FAX097-533-6547）に報告していただくことが重要であると考えています。どうかよろしく願います。